

一般社団法人日本私立看護系大学協会社員総会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本私立看護系大学協会定款（以下「定款」という。）第23条に基づき、社員総会の円滑な運営のための必要な事項を定めるものとする。

(出席の確認)

第2条 事務局は、出席者の確認を行う。

2 事務局は、定款第19条第2項の定める書類（委任状）に基づき委任者と委任総数を会長に報告しなければならない。

(議事の進行)

第3条 議長は、議事の公正な進行に務める。また、議長は議事進行を極端に乱す者に対してその言動を制止させ、あるいは総会会場から退席させることができる。

(発言)

第4条 総会での発言は、議長の許可を必要とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て社員総会が行う。

附 則

この規程は、平成29年7月15日から施行する。